

市役所東123会議室(東館12階)。インターネットの場合は、前記のホームページを参照 **試験日**:第1次/5月17日(土)と18日(日)の指定する1日、第2次/6月中旬、第3次/7月中旬 **試験会場**:市役所(今橋町)ほか **給与**:給料のほか、期末・勤勉手当など各種手当を支給 **その他**:詳しくは募集要綱をご覧ください **問合せ**:人事課(☎51・2040)

toyohashi.aichi.jp/jinji/)からダウンロードする場合は、A4用紙に印刷してください。郵送で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封し、「募集要綱事務職(自己推薦)請求」と朱書きして送付してください **申し込み**:郵送の場合は5月2日(必着)までに人事課(〒440-8501住所不要)。持参の場合は4月30日、5月1日・2日に



## 平成21年度豊橋市職員

**採用予定職種**:事務職(自己推薦) **採用予定人員**:5人程度 **受験資格**:学歴・国籍不問 **年齢要件**:昭和57年4月2日以降に生まれた方 **募集要綱の配布**:市役所人事課・各案内所・じょうほうひろば、各窓口センター、カリオンビル。ホームページ(<http://www.city.toyohashi.aichi.jp>)

## 市の融資制度をご利用ください

中小企業の経営安定や近代化などを支援するため、各種融資制度を設け、資金調達の円滑化を推進します。

**問合せ**:商業観光課(市役所東館10階☎51・2431)

### ■小口事業資金(通常資金)

**対象資金**:市内の中小規模事業者の事業資金 **融資限度額**:1事業者2,500万円以内 **返済期間/利率**:[運転資金・設備資金]3年以内/年1.6%、5年以内/年1.7%、7年以内/年1.8%※設備資金のみ10年以内/年1.9%

### ■小口事業資金(特別資金)

**対象資金**:畜産農業など市長が別に定める業種を営む市内の事業者の事業資金 **融資限度額**:1事業者500万円以内 **返済期間/利率**:3年以内/年1.7%、5年以内/年1.8%、7年以内/年1.9%

### ■小規模事業資金

**対象資金**:市内の小規模事業者の事業資金 **融資限度額**:1事業者1,250万円以内(申込融資額を含めた信用保証協会保証付融資残高が1,250万円以内であること) **返済期間/利率**:3年以内/年1.5%、5年以内/年1.6%、7年以内/年1.7%

### ■経営安定資金(経済環境対策資金)

**対象資金**:売上の減少などの影響を受けた市内の小規模事業者の経営安定を図るための事業資金 **融資限度額**:運転資金で1事業者1,250万円以内 **返済期間/利率**:3年以内/年1.5%、5年以内/年1.6%、7年以内/年1.7%

### ■経営安定資金(安定資金)

**対象資金**:中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号に規定する特定中小企業者として、市長から認定を受けた事業者の事業資金 **融資限度額**:運転資金で1事業者1,250万円以内 **返済期間/利率**:3年以内/年1.5%、5年以内/年1.6%、7年以内/年1.7%

### ■商工業振興資金(通常資金)

**対象資金**:県内の中小規模事業者の事業資金 **融資限度額**:1事業者4,000万円以内 **返済期間/利率**:[運転資金・設備資金]3年以内/年1.7%、5年以内/年1.8%、7年以内/年1.9%

### ■商工業振興資金(小規模企業資金)

**対象資金**:県内の小規模事業者の事業資金 **融資限度額**:1事業者1,250万円以内(申込融資額を含めた信用保証協会保証付融資残高が1,250万円以内であること) **返済期間/利率**:[運転資金・設備資金]3年以内/年1.5%、5年以内/年1.6%※設備資金のみ7年以内/年1.7%

### ■商業近代化特別資金(大型店対策資金)

**対象資金**:大規模小売店舗の影響を受ける市内の中小小売業者の事業資金 **融資限度額**:1事業者5,000万円以内 **返済期間/利率**:[運転資金・設備資金]3年以内/年1.5%、5年以内/年1.6%、7年以内/年1.7%※設備資金のみ10年以内/年1.8%

### ■商業近代化特別資金(中心市街地商業活性化推進資金)

**対象資金**:中心市街地区域内の事業者の事業資金 **融資限度額**:1事業者5,000万円以内 **返済期間/利率**:[運転資金・設備資金]3年以内/年1.5%、5年以内/年1.6%、7年以内/年1.7%※設備資金のみ10年以内/年1.8%、運転資金は設備資金と併用時のみ利用可

### ■創業支援資金

**対象資金**:市内で新規に事業を始める個人や法人、または事業開始後5年以内の個人や法人の事業資金 **融資限度額**:1事業者1,000万円以内 **返済期間/利率**:3年以内/年1.5%、5年以内/年1.6%、7年以内/年1.7%

### ●セーフティネット保証制度

国は、建築確認遅延や原油価格高騰など業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置として、保証限度額の別枠化の制度(セーフティネット)を実施しています。

### ●「こくきん」創業融資

新たに事業を始める方や事業開始後5年以内の方のために、各種の新規開業ローンを取りそろえています。

**問合せ**:国民生活金融公庫(☎52・3191)

### ■新規開業資金

**融資限度額**:7,200万円以内(うち運転資金は4,800万円以内) **返済期間**:[運転資金]7年以内、[設備資金]15年以内 **利率**:年2.2%~(平成20年2月14日現在のもので、固定金利。使い道、返済期間によって異なる利率が適用されます)

●設備資金について金利が優遇される「女性、若者/シニア起業家資金」、無担保無保証人の「新創業融資制度」があります。詳しくは問い合わせください

●毎週水曜日は「創業」や経営多角化・事業転換などの「第二創業」を考えている方に相談窓口を開設しています



つつじ賞（食品、衣服、建築などの部門）  
**応募資格**：市内の事業所に勤務している方、または市内で自ら事業を営んでいる方  
**選考**：技能に詳しい有識者で構成する選考委員会で審査します  
**選考の基準**：①一級技能士またはこれと同等以上の技能を有すること②後進の指導育成に意欲を有すること③社会人として模範であること④「とよはしの匠」として現役で活躍できること⑤技能の継承に向けた市の事業に協力できること  
**申し込み**：9月30日（必着）までに推薦書を市役所工業勤労課（東館10階 〒440-8501 住所不要）※推薦書は工業勤労課で配布中  
**問合せ**：工業勤労課（☎51・2435）

着）までに人事課（〒440-8501 住所不要）。持参の場合は4月30日、5月1日・2日に市役所東123会議室（東館12階）。インターネットの場合は、前記のホームページを参照  
**試験日**：第1次／5月17日(土)と18日(日)の指定する1日、第2次／6月中旬  
**試験会場**：市役所（今橋町）ほか  
**給与**：給料のほか、期末・勤勉手当など各種手当を支給  
**その他**：詳しくは募集要綱をご覧ください  
**問合せ**：人事課（☎51・2040）



### 「とよはしの匠」候補者

卓越した「技」を持ち「ものづくり」を支える技能職者である「とよはしの匠」の候補者を募集します。

**部門**：①くすのき賞（機械工作部門）②



### 平成20年度豊橋市職員 （平成20年10月採用予定）

**採用予定職種**：獣医師 **採用予定人員**：若干名 **受験資格**：学歴・国籍不問。獣医師免許所有者 **年齢要件**：昭和24年4月2日以降に生まれた方  
**募集要綱の配布**：市役所人事課・各案内所・じょうほうひろば、各窓口センター、カリオンビル。ホームページ（<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/jinji/>）からダウンロードする場合は、A4用紙に印刷してください。郵送で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封し、「募集要綱獣医師請求」と朱書きして送付してください  
**申し込み**：郵送の場合は5月2日（必）



### 各種補助制度をご利用ください

**申込先**：工業勤労課（市役所東館10階①～⑦☎51・2435、⑧☎51・2440）

企業活動の活性化や立地促進のため、市内の中小事業者や工場・倉庫等を立地する事業者への各種補助制度などがあります。

#### ①中小事業者のISO9001・14001・22000規格認証取得事業に対する補助制度

**対象**：従業者数100人以下の中小事業者、中小企業団体 **補助金額**：市内の事業所でISO9001、ISO14001、ISO22000規格の認証を新規取得するための登録審査料／各認証につき、従業者数50人以下の事業者は3分の2、51～100人の事業者は2分の1（上限100万円）

#### ②中小事業者が新しく取得した機械・装置に対する助成制度

**対象**：市内に工場、事務所を有し同一事業を2年以上継続して営んでいる中小事業者で、特定の業種に属する事業者 **対象設備**：平成19年1月2日～平成20年1月1日に取得した直接事業に使う機械および装置で、1設備の課税標準額が次の金額のもの（卸売・小売業、サービス業／30万円以上、鉱業、建設業、製造業、運輸業等／100万円以上） **申請期間**：9月30日まで **助成金額**：課税標準額の4.2%以内で、1対象者につき300万円まで（交付は平成21年度）

#### ③中小事業者への技術支援アドバイザーの派遣制度

**対象**：研究開発、技術的課題に取り組んでいる市内の中小事業者または個人事業者 **内容**：課題に応じて技術士や弁理士などの専門家を事業所へ派遣します **派遣費用**：派遣に要する直接費用の2分の1 **派遣回数**：事業所あたり同一内容で年間4回まで

#### ④中小事業者の知的財産権（特許権・実用新案権）取得事業に対する補助制度

**対象**：市内に本社のある次の中小事業者（従業者数50人以下／条件なし、従業者数51～100人／直近3か年のいずれかの決算期において当期損失が生じている場合。直近の決算期において累積損失が生じている場合） **補助金額**：特許権の出願料・審査請求料または実用新案権の出願料・技術評価請求料（弁理士費用含む）の2分の1（特許権の出願料と実用新案権の出願料／各上限15万円、特許権の審査請求料と実用新案権の技術評価請求料／各上限10万円） **補助回数**：年3回まで

#### ⑤中小事業者の大学等研究機関との共同研究・委託研究に対する補助制度

**対象**：新技術・新製品開発に取り組む従業者数100人以下の市内中小事業者 **対象事業**：大学等研究機関との共同研究・委託研究 **補助金額**：大学等研究機関に支払う研究経費の2分の1（上限50万円） **補助回数**：年2回まで

#### ⑥中小事業者の見本市・展示商談会への出展に対する補助制度

**対象**：市場開拓や販路拡張を図る従業者数100人以下の市内中小事業者 **対象事業**：県外（国外を含む）、名古屋市内で開催される見本市、展示商談会への出展 **補助金額**：主催者等に支払う経費の2分の1（上限／国内20万円・国外30万円） **補助回数**：従業者数50人以下／年2回まで、51～100人／年1回

#### ⑦創業時の事務所等賃料に対する補助制度

**対象**：創業後初めての決算の日から1年未満の従業者数50人以下の市内中小事業者（飲食業・小売業・サービス業などで主に個人を最終消費者として事業活動を行う者を除く） **補助金額**：事務所等の月額賃料（敷金、礼金、共益費、光熱水費を除く）の2分の1（上限5万円） **補助期間**：補助開始月から1年以内

#### ⑧工場・研究所などの立地に対する奨励金制度

**対象**：豊橋リサーチパークへ研究所・事務所を立地、企業庁の分譲地（神野西、御津2区、若松、石巻西川）へ工場等・倉庫等を立地または工業地域・工業専用地域へ工場等を立地した事業者 **立地奨励金**：①固定資産税・都市計画税相当額／3～5か年分②豊橋リサーチパーク、企業庁の分譲地で新たな用地の取得または借受けをした場合、家屋・償却資産の投下固定資産額の10～20%相当額（上限3億円） **事業促進奨励金**：事業所税相当額／3～5か年分 **その他の奨励金**：雇用促進奨励金、環境推進奨励金